

住宅リフォーム

3年間延長

住まい快適促進助成事業



平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

長和町では、地域経済の活性化や町民の居住環境の向上を図るため、町民が町内の施工業者に発注して、個人住宅の増改築等のリフォームを行う場合に、その経費の一部を助成する事業を3年間延長いたします。

◆助成対象者

- ・ 住宅の所有者で、申請時点の1月1日以前に町内に住所を有する人。
- ・ 納期の経過した徴税や使用料を滞納していない人。

◆助成対象住宅

- ・ 現に本人又はその家族の居住の用に供する住宅。
- ・ 店舗等が併存する併用住宅のうち、本人又はその家族の居住の用に供する部分が30%以上。
- ・ マンション等の集合住宅は、本人又はその家族の専有する部分。
- ・ 建築基準法に適合している住宅。

◆助成対象工事

- ・ 町内の施工業者により、住宅本体に係る機能維持・住環境の向上のための補修、改善、改修、増築、減築等の工事で工事費が10万円を超える工事。
- ・ 補助金の交付決定後に着手するもので、当該年度の3月31日までに工事が完了するものに限りです。
- ・ 住宅に係る町の他の補助事業を受ける場合は対象となりません。

◆助成金額

- ・ 対象工事費の10分の2以内。ただし、20万円を限度とし、千円未満は切り捨て。
- ・ 本事業の助成は、同一の住宅について一回限り。

最高20万円!



住まい快適工事とは、住宅の機能維持又は機能向上のために行う修繕、補修、模様替え、改築、増築、設備改善等を行う工事を言います。



注意

- ◆ 交付決定前の工事着工は助成対象になりません。必ず、交付決定通知書が届いてから工事を始めてください。
- ◆ 商工会が発行している「長和の里地域いきいき券での支払いはできません。

助成金申請に必要な書類

- ① 助成金交付申請書
- ② 住まい快適工事の見積書
- ③ 施工計画図書
- ④ 工事前の状態を撮影した写真
- ⑤ 対象となる住宅の案内図
- ⑥ その他町長が必要と認める書類

委任申請をする場合は、委任状を添付してください。

【 お問い合わせ先 】

長和町役場 産業振興課 商工観光係
電話：0268-88-2345 FAX：0268-88-2693

※ 町では、電話や訪問などによるリフォームや耐震診断などの委託・勧誘は一切行っていません。